社会福祉法人精華町社会福祉協議会

慶　弔　規　則

第１条　社会福祉法人精華町社会福祉協議会の顧問・理事・監事・評議員・委員（以下「役員」という。）・職員及びその家族に慶弔事態が生じたときは、本会から役員・職員に対し、下記のとおりその意を表するものとする。

第２条　慶弔の基準は、次のとおりとする。

（１）役職員の結婚の時、２万円とする。

（２）役職員及び配偶者が出産の時、１万円とする。

（３）役職員死亡の時は２万円とし、榊１対を供える。

（４）役職員の配偶者、同居の父母及び子・祖父母が死亡した時は、５千円と榊１対を供える。

（５）役職員が傷病のため１週間以上入院もしくは、相当期間にわたって臥床した時は、５千円の見舞金を贈る。

第３条　その他の必要な事態が生じた時、及び外部団体の役員・職員に対する慶弔は、会長の決裁による。

附則

本規則は、昭和５５年１１月１７日から適用する。

本規則は、平成　５年　５月２８日から適用する。